AOI Partners

NEWS LETTER

Vol.115

2025年5月号

『AOI PartnersNEWS LETTER』、『税務・経理ＤＸ』、『あおい人事労務レター』、『相続あんしん通信』をお届けします！

令和7年度税制改正　所得税関係

令和7年度の税制改正　所得税への影響について。制度適用の時期と見直し・拡充があった制度をご紹介いたします。

【控除の適用はいつから？～令和7年12月1日前と後で適用関係は異なります】

自分や家族などの『人』に関する所得控除（人的控除）の改正は以下となります。

- 所得税の基礎控除（48万円→58万円）の引上げ
- 給与所得控除の控除額（55万円→65万円）の引上げ
- 配偶者控除や扶養控除の合計所得金額要件の引上げ
- 新たに「基礎控除の特例」や「特定親族特別控除」の創設

いずれも令和7年分の所得税から対象となりますが、会社が従業員等に毎月給与等を支払う際は改正を反映していない現行制度に基づく税額表より源泉徴収事務を行い、令和7年12月の年末調整で改正制度を反映して従業員等の今年の所得税額を精算します。

給与支給日等と改正制度適用との関係

給与支給日等	改正制度の適用
令和7年12月1日以後	**改正制度に基づき年末調整**
令和7年12月1日より前	**従前の制度によります**

ただし、令和7年11月30日以前に従業員等の死亡や出国により年末調整や準確定申告を行う場合、一旦従前の制度で申告を行い、12月1日以降5年以内に更正の請求を行うことで令和7年分の所得税に改正制度の適用を受けることができます。

参考　令和7年分所得税の基礎控除引き上げ等の適用関係のイメージ

①令和7年12月の年末調整による対応

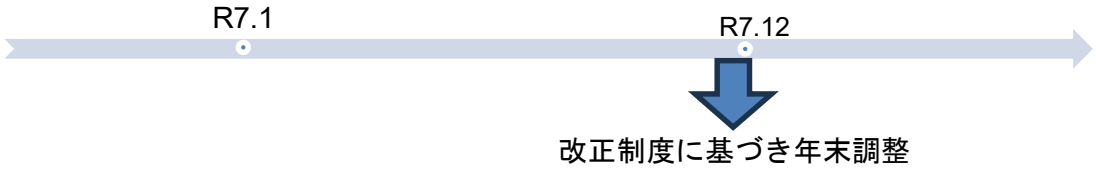

②令和7年11月30日以前に年末調整（今年最後の給与支払）を行う場合

③令和7年11月30日以前に準確定申告を行う場合

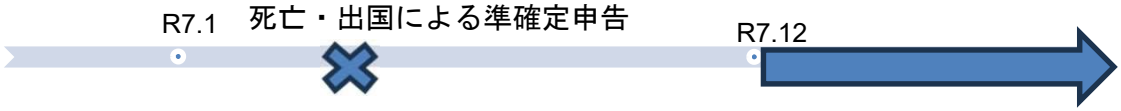

12月1日から5年以内に改正制度に基づき更正の請求

令和7年税制改正　**iDeCoの掛金引き上げ・年齢延長、子育て支援税制の拡充**についてご紹介します

【個人型確定拠出年金iDeCoの掛金引き上げ】

加入資格	改正後の掛金上限額	改正前の上限額
第1号被保険者（自営業・フリーランスなど）	月額7.5万円 (年額90万円) ※国民年金基金等との合算	月額6.8万円 (年額81.6万円)
第2号被保険者　企業年金加入あり（会社員・公務員など）	月額6.2万円 (年額74.4万円) ※企業型DCとの合算	月額2万円 (年額24万円)
第2号被保険者　企業年金加入なし	月額6.2万円 (年額74.4万円)	月額2.3万円 (年額27.6万円)

また、加入年齢が引き上げられ、70歳未満の方も新たに加入できるようになります。

掛金の拠出額全額が所得控除、運用益が非課税、60歳以降受取時に控除あり、と3度にわたって税制優遇が受けられるのがiDeCoの大きな特徴です。
企業年金のない会社員の拠出限度額が引き上げられたこと、加入期間が延長となったことにより、老後資産をこれまで以上に多く積み立てることが可能となりました。
iDeCoは途中解約や引出しが原則不可、運用リスクやiDeCo受取時の適切な選択が必要なため、生活への影響を慎重に判断した上での運用を行うことが重要です。

【子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充】
新生命保険料に係る一般の生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、適用限度額が4万円から6万円に引き上げられます。

M&Aについて～会社の未来を考える～

「会社の経営を誰に／どのようにバトンタッチしていくか？」は、大きく4つのパターンに分けられます。

①親族内承継・・（近年減ってきています）

②社内（親族外）承継・・・（困難が多く数としてはかなり少ないです）

③M&A（会社や事業の売却）・・（近年増加中）

④廃業・・（仕事と社員をどうするか問題が発生）

③の中小企業におけるM&Aの実施件数は、2014年度が約360件に対し、2022年度は約5,700件と、**8年で約16倍**になっています。

実際に弊社の顧問先様でも、M&Aが頻繁に発生しています。
お金のために売却するというより、後継不安を起因とする場合が多いです。

社会全体的に後継者不足は非常に多く、お子様がいても他の道を選ばれたり
会社経営には能わないため、親が選ばないケースもあります。
会社経営の苦労をかけたくないという親心の場合もあります。

また、仕事も潤沢にある中でのM&Aが多く、売上は伸びていて黒字も続きそうだが、
不安だからと売却を考える方も多いです。

そして考えているだけで、何もしていないでいる間に経営者の突然死・病苦・後継者の突然死・別離など本当に色々な出来事が起こります。
年齢を重ねれば重ねるほど、会社が発展していればいるほど課題が大きくなってきます。

ただ、ご自分の頭の中で考えるだけではなく

＊◯◯の部分が不安だ
＊M&Aするつもりはないが売却可能なのか調べたい
＊人間関係面で悩んでいる
＊もう事業をやめたい
＊◯歳で引退したい
＊家族間で揉め事がおこりそう
＊お金の心配がある

など、ナイーブな部分のご相談をぜひ信頼できる方へしてください。
弊社がその相談相手になれれば、と思います。

実際にM&Aは、短期間で実行できるものではありません。
買い手がいて初めて成立するものであり、また、買い手がいたとしても金額の折り合いがつかないと成立しないものであることから、1社目の買い手候補へ売却が成立することはまれであり、**事前準備も含めて数年はかかるものと思ったほうが良いでしょう。**

仲介会社やデューデリジェンス（会社の価値やリスクの調査・分析）機関などの専門家を巻き込みつつ、必要であれば事業計画・アクションプランを作成しながら準備を進めていくことになります。
（これらを作成することで、会社の価値や事業の方針を明確化することができます。）

税理士法人は守秘義務がありますので、秘密が漏れることはありません。
仲介会社とは違い、手数料目的で無理にM&Aを勧めることもございません。
また、税金が一番安くなる方法を知っています。
そして、節税が一番大事ではないということも知っています。
なにかご心配あれば、すぐご相談ください。

「この会社をどうしたいだろうか？」とこの機会に考えてみていただければと思います。

【事業承継・M&A補助金】

先述の通り、社会全体でM&Aの重要性が高まっていることから、
中小企業基盤整備機構から「事業承継・M&A補助金」が公募されています。

・第11次公募　申請受付期間：2025年5月9日（金）～ 2025年6月6日（金）

・第12次公募　申請受付期間：概ね、2025年8月初旬 ～ 2025年9月初旬　の見込み

詳細は弊社担当者までお問い合わせください。

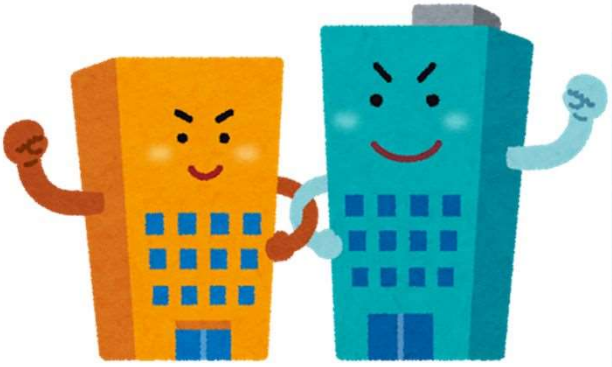

簡単！便利！ 「ダイレクト納付」のススメ

確定申告や法人税、消費税、源泉所得税など、事業をしていると様々な税金の納付が必要になります。納付期限に間に合うように金融機関へ出向いたり、ネットバンキングを操作したりと、意外と手間のかかる作業ですよね。
「気づいたら納付期限が過ぎていた」「仕事が立て込んでいて納付が後回しに…」そんな声も少なくありません。こうした納付業務の手間やリスクを軽減する方法として、国税庁が提供しているのが**「ダイレクト納付」**です。

○ダイレクト納付とは？

ダイレクト納付とは、e-Tax(国税)・eLTAX(地方税)での申告後に、
登録した銀行口座から自動的に税金が引き落とされる仕組みです。
わざわざ納付書を作成したり、金融機関の窓口に足を運んだりする必要がなく、
納税の手続きがスムーズに完了します。
例えば、国税や地方税などの納付において、申告後そのまま納付予約を行えば、
指定した日（原則は納期限）に自動的に引き落としが行われます。
これにより、「申告はしたのに納付が済んでいなかった」という事態も防ぐことができます。

○こんなメリットがあります！

◇24時間いつでも納付手続きが可能

ダイレクト納付の予約はe-Tax(国税)・eLTAX(地方税)上で**24時間可能**。
金融機関の営業時間を気にすることなく、夜間や休日でも納付準備ができます。

◇手数料が一切かからない

クレジットカード納付と違い、ダイレクト納付では**決済手数料が発生しません**。
納税額が大きい場合でも余計なコストを抑えることができます。

◇納付漏れや遅延のリスクを軽減

申告と同時に納付予約ができるため、うっかり納付を忘れてしまうことがありません。
特に多忙な経営者の方には大きな安心材料です。

◇利用には事前の登録が必要です

ダイレクト納付を利用するには、最初に届出書等を**税務署・金融機関等に提出し、口座情報を登録する必要があります。**

💡 まとめ

ダイレクト納付は、手数料不要で安全・確実に納付ができる便利な制度です。
もし「気になっているけど手続きが不安」という方がいらっしゃいましたら、
ぜひこの機会に導入をご検討ください。弊社が丁寧に対応いたしますので、
どうぞ　お気軽にご相談ください！

お知らせ

【中小企業新事業進出補助金　公募開始】

令和7年新設の『中小企業新事業進出補助金』は、中小企業が新しい領域の事業へ進出する際の投資を後押しするための補助金制度です。
既存の事業とは異なる新しい製品やサービスを作り、新しいお客様に提供することを目的としている企業に対して支援が行われます。
活用のイメージは・・・
・機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
・医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出
などといったところでしょうか。

補助対象経費
建物費、構築物費、機械・システムなどの設備導入費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、製品開発や試作品製作などの外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費

補助率は2分の1、補助上限額は2,500万円から9,000万円です（従業員数により異なります）
大幅賃上げ特例事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額上乗せになります。収益納付は求められません。
補助金を活用して新事業の成功を目指しましょう。

【変更登記義務化　令和8年4月1日スタート】

住所・名前の変更登記が義務化されます。対象は個人・法人両方です

＜住所等変更登記の義務化のポイント＞

〇 住所や氏名・名称の変更の日から2年以内に登記
※ 正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります。
〇 義務化前（令和8年4月1日より前）の変更も対象です
※ 義務化前に住所や氏名・名称に変更があった場合は、令和10年3月末までに登記する必要があります。

住所等変更登記とは？
・個人の場合・・・引越などで住所が変わった場合、結婚などで氏名が変わった場合に、不動産登記簿に記載されている住所や氏名を変更する登記
・法人の場合・・・本店を移転、または社名を変更した場合に、不動産登記簿に記載されている住所（本店の所在地）や名称(社名）を変更する登記

新入社員紹介

4月に入社した社員の紹介です。
どうぞよろしくお願いいたします！

杉本　稜晟（すぎもと　りょうせい）
名古屋大学　経済学部卒

大学では経済学・経営学を中心に学び、企業経営の仕組みや組織の在り方について理解を深めてきました。
その中で、中小企業の可能性と、それを支える仕事の意義に強く惹かれ、葵パートナーズに入社いたしました。
これからは現場での学びを大切にしながら、自ら考え行動し、お客様にとって価値あるサポートができるよう努力してまいります。
どんな課題にも前向きに取り組み、成長し続ける姿勢を忘れずに臨んでいきます！
よろしくお願いいたします！

高校まではサッカー、
大学では男子チアをやっていました。
体を動かすことと旅行が大好きです！

中澤　ひなた（なかざわ　ひなた）
名城大学　都市情報学部卒

大学では主にORや統計学を専攻し、身のまわりのさまざまな問題を数理的に解決する面白さを学んでまいりました。
葵パートナーズでの長期インターンシップを通じて会計分野に触れる中で、その奥深さとおもしろさに強く興味を持つようになりました。
いち早くお客様に信頼されるパートナーとなれるよう新しいことに挑戦し、自分の可能性をひとつひとつ広げてまいります！
よろしくお願いいたします！

7年間社会人スポーツチームの
チアリーダーをしていました。
スポーツ観戦が好きです！